

平成22年度国民健康保険税における非自発的失業者の軽減制度について

国の法律改正によって平成22年4月よりリストラ、倒産などの非自発的な失業のため、職場の健康保険を脱退し、小都市国民健康保険に加入する人もしくは加入した人に対して、申請によって平成22年4月以降の国民健康保険税の軽減措置を行います。

対象となる人（次の①から③全ての条件を満たす人が対象です）

- ①平成21年3月31日以降に失業した人
- ②失業時点で65歳未満の人
- ③雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者で下記コードの該当者

【③の確認方法】

「雇用保険受給資格者証」（本人所持）による確認とし、「離職年月日 理由」欄の「理由コード（2桁の数字）」が下記のコードの人が対象となります。

離職者区分	対象となる理由コード
特定受給資格者（解雇、倒産等の事業主都合により離職した人）	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者（雇用期間満了等により離職した人）	23、33、34

軽減内容

国民健康保険税の所得割を算定（※前ページ参照）する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業者の国保加入期間に伴う前年給与所得を30／100として算定します。

軽減期間

軽減措置の適用期間は次のとおりです。（※平成22年度分からになります）

失業した日	国保税軽減対象期間（月割計算）
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成22年4月～平成23年3月（12か月）
平成22年3月31日～平成22年4月29日	平成22年4月～平成24年3月（24か月）
平成22年4月30日～平成23年3月30日	失業した日の翌日に属する月～平成24年3月

注：軽減期間中に職場の健康保険に加入し国保の資格を喪失した場合、軽減措置は終了します。

なお、平成21年度分以前の国民健康保険税は軽減の対象にはなりません。

申請に必要な物

- ①雇用保険受給資格者証 ②印鑑（認印） ③国民健康保険証（既に国保に加入されている世帯）
- ※国民健康保険税への適用は7月以降に送付される納税通知書に反映されます。

■申請・問い合わせ先 国保年金課 国保係 ☎72-2111 内線424、425

※市税および介護保険料の口座振替済通知書の廃止について

毎年1月に前年の1月から12月末納期限までの金融機関の預金口座振替分について、口座振替済通知書を送付していましたが、市民の方から不要ではないかとのご指摘がありました。検討した結果、行財政改革・経費節減・省資源化の観点から平成22年1月発送分（平成21年中口座振替分まで）を最後に廃止することにしました。

対象となるのは、市県民税（普通徴収）・固定資産税・国民健康保険税（普通徴収）・軽自動車税（車検のない250cc以下のバイク等）・介護保険料（普通徴収）です。

今後、振替の確認は、預金通帳を見ていただ

くことになり、お手数をおかけしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

◎所得税・市県民税の申告では口座振替済通知書は必要ありません。

※国民健康保険税・介護保険料については、確定申告用として納付証明書を毎年1月に送付いたします。

◎軽自動車税で車検を受ける車両については、いままでどおり6月に口座振替済（領収）通知書兼納税証明書（車検用）を送付します。

※特に口座振替済通知書が必要な方は、お問い合わせください。

●問い合わせ先 収納課（内線132・133）、介護保険課（内線452・453）